

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)審査基準

※「指定自立支援医療機関の指定について」(平成18年3月3日障精発第0303005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知)に準拠しています。

医療種類		共通要件	特に必要とされる体制及び設備	主として担当する医師又は歯科医師の要件	
				共通要件	医療種別要件
1	眼科		-		-
2	耳鼻咽喉科		-		-
3	口腔		-		-
4	整形外科		-		-
5	形成外科		-		-
6	中枢神経	(1)懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること	-	(1)当該指定自立支援医療機関における 常勤 の医師又は歯科医師であること	これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること
7	脳神経外科		-		-
8	心臓脈管外科		心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備		-
9	心臓移植	(2)患者やその家族の要望に応えて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること	・移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定されていること ・心臓移植術後の抗免疫療法を担当する場合は、心臓移植術実施施設又は心臓移植術後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備	(2)医療の種類の専門科目につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後、通算して 5年以上 あること	・心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること ・心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること
10	腎臓		血液浄化療法に関する機器及び専用のスペース		血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上
11	腎移植		腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置(機器)		腎移植に関する臨床実績が3例以上
12	小腸		-		中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験
13	肝臓移植		・移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定されていること又は「特掲診療料の施設基準等」で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしていること ・肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する場合は、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植術後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備		・生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上 ・肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者
14	歯科矯正	(3)病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること	-	(適切な医療機関とは→大学専門教室(大学院含む)、医師法第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等を指す)	これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有すること
15	免疫		各診療科医師の連携により総合的なHIV感染に関する診療の実施ができる体制及び設備		-
16	薬局		・複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある 管理薬剤師 を有していること ・通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること ・新規に開局する薬局については、過去に他の指定自立支援医療機関における管理者(管理薬剤師)としての経験があること	-	-
17	訪問看護		・指定訪問看護事業者(又は指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者は、原則として現に育成・更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療養担当規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所) ・必要な職員を配置していること(常勤換算2.5人以上)	-	-